

# 地盤改良工事の施工不良等の問題に関する有識者委員会 中間報告書のポイント

## 1. 施工不良・虚偽報告の原因

### (1) 新たな工法の現場適用

- 新たに開発した工法について、現場への適用に関する評価を行うシステムの不在等、技術の成熟度や施工能力の組織的な検証が不十分

### (2) 施工不良が生じた場合の対応

- 施工不良が発生した場合の報告等の手続きについて、本社、支店、現場の担当部署において適切に運用がなされず、施工不良を放置

### (3) 社内の意識

- 経営陣による受注拡大方針の重圧等自社の利益を公共の利益に優先させるコンプライアンスの欠如が全社的に蔓延
- 社内のシステムの不備を放置する等会社としてのガバナンスが機能不全

## 2. 再発防止策

受注者である東亜建設工業(株)・関係業界、及び発注者である国土交通省において、以下の再発防止策に真摯に取り組むべき。

### (1) 東亜建設工業(株)

- 以下の点について、再発防止策を確実に実施。国土交通省はその実施状況を点検。
  - ・新技術の完成度の評価
  - ・施工不良への組織的な対応
  - ・企業としてのコンプライアンス、ガバナンスの再構築 等

### (2) 関係業界

- 地盤改良工事を行う関係業界は以下の取組を推進。国土交通省はこれを支援。
  - ・「新技術の完成度の評価」、「施工不良への組織的な対応」が適切に行われていることを再点検
  - ・関係業界横断的に連携した研修 等

### (3) 国土交通省

- 新技術を安心して工事に活用できるよう、専門家による評価の仕組の構築
- 工事の監督・検査において、抜き打ちを交えた現場立会い、施工結果の確認のための事後ボーリングを受注者と資本関係等のない者に別件で発注 等

## 3. 修補

- 施工不良により中途半端に改良された地盤の改良工事は、これまでに経験のないものであり、地盤の評価が大きな課題
- 工事毎に有識者による委員会を設け、綿密な地盤調査や試験施工を通じた技術的な検討を行い、修補の施工方法について決定